

# 皆野町農林産物販売促進補助金

## 申請要領

### ■対象期間：

令和2年8月4日(火)から令和3年2月28日(日)まで

### ■申請・問合せ

皆野町産業観光課 農林振興担当

☎0494-62-1462

## 1. 目的

町内産の農林産物について、新型コロナウイルス感染症の影響により需要の機会が失われ、消費の落ち込みが懸念されることから、これらを支援し、一般消費者が農林産物を農林産物直売所やオンラインショップ等（以下「直売所等」という。）で購入し、配送サービスを利用し町内外に送る場合に、送料の一部を町が負担し補助することで、消費を促進し、生産者等の所得の維持向上を図るとともに、町内農林産物を贈ることを通じた消費者間の非接触による交流を促進することを目的とする。

## 2. 対象品目

補助の対象となる品目は、皆野町内で生産された果実や野菜、花き等の農林産物とする。

### 3. 補助金の交付対象者

補助金の交付を受ける為には、次の要件を満たす者となります。

- (1) 町内に事業所を有する農業者および農業法人で、町内に一般消費者向けの農林産物直売所等の店舗を有し、またはオンラインによる販売を行っている事業者。
- (2) 町内において農林産物を生産し、補助事業の実施期間中に一般消費者が農林産物を購入した際に、配送サービスの無料対応もしくは割引対応を行うこと。
- (3) 町税の滞納がないこと。
- (4) 関係する法令を順守していること。
- (5) 国、県その他の地方公共団体の制度による同一目的の支援を受けていないこと。

### 4. 事業の実施基準等

補助対象経費	農林産物における配送サービスの利用料（配送料） ※配送は、宅配事業者等を活用した場合に限る。
補助限度額	1回の配送につき1,000円を上限とする。
留意事項	<ol style="list-style-type: none"><li>1 補助対象経費は、交付決定以降に着手され、補助事業の実施期間中に発生したものに限る。</li><li>2 対象経費の欄に掲げる経費のうち、国・県や他の市町村から助成を受けた費目に係る経費については補助対象外とする。</li><li>3 対象となる商品は補助事業者が生産し、一般消費者向けに販売するものに限る。</li><li>4 補助対象額が予算の上限に到達することが見込まれるときなどに、町から補助事業の終了を通知する場合がある。</li><li>5 補助事業者は事業の進捗状況について、町の求めに応じてその都度報告するものとする。</li></ol>

## 5. 対象期間

補助の対象となる期間は、令和2年8月4日から令和3年2月28日まで

## 6. 申請について

### ①交付申請

- (1) 皆野町農林産物販売促進補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 皆野町農林産物販売促進補助金実施計画（実績報告）書（様式第2号）
- (3) 農業収入を証明する書類

### ②交付決定

町長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、交付の可否を決定します。

交付の可否を決定したときは、皆野町農林産物販売促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知します。

### ③実績報告

月ごとの報告を月末から14日以内に、次の書類を提出してください。

- (1) 皆野町農林産物販売促進補助金実施計画（実績報告）書（様式第2号）
- (2) 事業実績を説明する資料（配送伝票またはこれらに代わる書類）

### ④額の確定

当該実績報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金の額を確定し、その旨を皆野町農林産物販売促進補助金確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知します。

### ⑤補助金の請求

額の確定を受けた者が補助金を請求するときは、次の書類を提出してください。

- (1) 皆野町農産物販売促進補助金請求書（様式第5号）

様式第1号（第7条関係）

皆野町農林産物販売促進補助金交付申請書

年 月 日

皆野町長 様

住 所

申請者 氏名又は団体名 印

代表者氏名

町長が、町税の滞納額がないことを公簿で確認することに同意します。

氏名 印

皆野町農林産物販売促進補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請  
します。

記

1 交付申請額およびその算定方法	対象商品の宅配に係る送料について、 1件につき1,000円を上限に、販売の実績 に応じて、予算の範囲内で申請する。
2 補助事業の着手(予定)年月日	令和 年 月 日
3 補助事業の完了(予定)年月日	令和 年 月 日
4 添付書類	(1) 皆野町農林産物販売促進補助金実施 計画(実績報告)書(様式第2号) (2) 農業収入を証明する書類

確認欄

様式第2号（第7条および第9条関係）

皆野町農林産物販売促進補助金実施計画（実績報告）書

1 申請者

フリガナ			
氏名又は団体名 代表者氏名	印		
所在地	〒	電話番号	
	皆野町	FAX 番号	

2 事業実施品目

対象品目	取扱商品等（商品単価）

3 配送事業者

名称	配送料の規定（配送単価）

4 事業実施期間

着手年月日	令和 年 月 日	完了年月日	令和 年 月 日
-------	----------	-------	----------

5 町ホームページ掲載事項

1 事業者名・店舗名	
2 主な取組品目	
3 住所	
4 電話番号	
5 ホームページアドレス	
6 営業日・注文利用可能日時	
7 配送条件等	

※6以降は実績報告時に記入すること。

6 事業の内容（            月）

番号	取組商品	配送件数	送料計(円)	補助対象 経費(円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
	計			

※1つの取扱商品において、配送先や配送単価が変わる場合は、場合分けして各行に記載すること。

※行が足りない場合は、行を追加して記載すること。

※実績報告書の提出時には、事業実績を説明する資料（配送伝票もしくはこれらに代わる書類）を添付すること。

※提出された書類は返却しない。

様式第3号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

皆野町長 印

皆野町農林産物販売促進補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、皆野町農産物販売促進補助金交付要綱第8条の規定に基づき交付（不交付）を決定したので通知します。

記

交付		不交付	
交付決定額	対象品目の1回の配送につき1,000円を上限に予算の範囲内で交付する。		
(備考)			

※留意事項

- ・この補助金にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿等及び証拠書類を5年間保管すること。
- ・虚偽の申請や不正利用などが認められた場合、補助金の返還を命じることがあります。

様式第4号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

皆野町長 印

皆野町農林産物販売促進補助金確定通知書

年 月 日付け実績報告のあった皆野町農林産物販売促進補助金については、下記のとおり交付額を確定したので皆野町農産物販売促進補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

交付確定額	円
交付対象月	年 月
(備考)	

(留意事項)

- ・この補助金にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿等及び証拠書類を5年間保管すること。
- ・虚偽の申請や不正利用などが認められた場合、補助金の返還を命じることがあります。



様式第5号（第11条関係）

皆野町農産物販売促進補助金請求書

年 月 日

皆野町長 様

住 所

申請者 氏名又は団体名 印

代表者氏名

年 月 日付け皆産観第 号で交付額確定通知があった皆野町農産物販売促進補助金について、皆野町農産物販売促進補助金交付要綱第11条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 交付金請求額 金 円

2 交付対象月 月

3 振込先

金融機関名		支店名	
フリガナ			
口座名義			
種 別	当座 ・ 普通	口座番号	